

## 技能指導官に関する訓令

平成22年12月1日

警察本部訓令第33号

警察本部長

技能指導官に関する訓令を次のように定める。

### 技能指導官に関する訓令

技能指導官及び準技能指導官に関する訓令（平成7年埼玉県警察本部訓令第19号）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この訓令は、実務経験が豊富な職員の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を組織的に活用するため、必要な事項を定めることにより、職員の専門的技能等の向上に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部長指定技能指導官 第4条第1項又は第2項の規定により、警察本部長（以下「本部長」という。）から指定された者をいう。
- (2) 警務部長指定技能指導官 第5条第1項又は第2項の規定により、警務部長から指定された者をいう。
- (3) 技能指導官 本部長指定技能指導官及び警務部長指定技能指導官をいう。

#### （技能指導官の任務）

第3条 技能指導官は、上司の命を受け、次の各号に掲げる方法により専門的技能等に関し広く職員に指導を行うものとする。

- (1) 専門的技能等に係る職務を遂行し、又は指導を受ける者等に遂行させながら行う教養
- (2) 職場、学校等における集合教養
- (3) 前2号に掲げるもののほか、専門的技能等の指導に必要と認められる方法による教養

#### （本部長指定技能指導官の指定）

第4条 本部長指定技能指導官は、原則として、次の各号に該当する者のうちから、本部長が指定するものとする。

(1) 45歳以上の者で、警視、警部若しくは警部補の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員であること。

(2) 専門的技能等に係る実務経験が15年以上有り、かつ、勤務成績が優秀で、人格、識見等に優れ、次のいずれかに該当すること。

ア 警務部長指定技能指導官であって、専門的技能等の指導に係る顕著かつ具体的な取組実績があるもの

イ 全国的に見て極めて卓越した専門的技能等を有すると認められるもの

2 本部長指定技能指導官であった者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門的技能等の種別、職務内容等から技能指導官の任務を行わせることが適当と認められる場合は、前項の手続を経ずに指定するものとする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員であること。

(2) 会計年度任用職員の任用等に関する訓令（令和2年埼玉県警察本部訓令第11号）第3条第1項の規定により任用された会計年度任用職員であること。

（警務部長指定技能指導官の指定）

第5条 警務部長指定技能指導官は、原則として、次の各号に該当する者のうちから、警務部長が指定するものとする。

(1) 40歳以上の者で、警部若しくは警部補の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員であること。

(2) 専門的技能等に係る実務経験が10年以上有り、かつ、勤務成績が優秀で、人格、識見等に優れていること。

2 警務部長指定技能指導官であった者が、前条第2項各号のいずれかに該当し、かつ、専門的技能等の種別、職務内容等から技能指導官の任務を行わせることが適当と認められる場合は、前項の手続を経ずに指定するものとする。

（庶務）

第6条 技能指導官に関する事務は、警務部教養課において行うものとする。

（雑則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、技能指導官の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に改正前の技能指導官及び準技能指導官に関する訓令の規定により技能指導官又は準技能指導官に指定されていた者は、改正後の技能指導官に関する訓令の規定により、技能指導官は本部長指定技能指導官に、準技能指導官は警務部長指定技能指導官に指定されたものとみなす。

附 則（平成29年8月9日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成29年8月9日から施行する。

附 則（令和2年3月31日警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

【様式別表省略】